

岩美町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (23年3月末現在)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B / A	(参考) 21年度の人件費率
22年度	人 12,791	千円 6,357,993	千円 122,627	千円 1,097,109	% 17.3	% 15.4

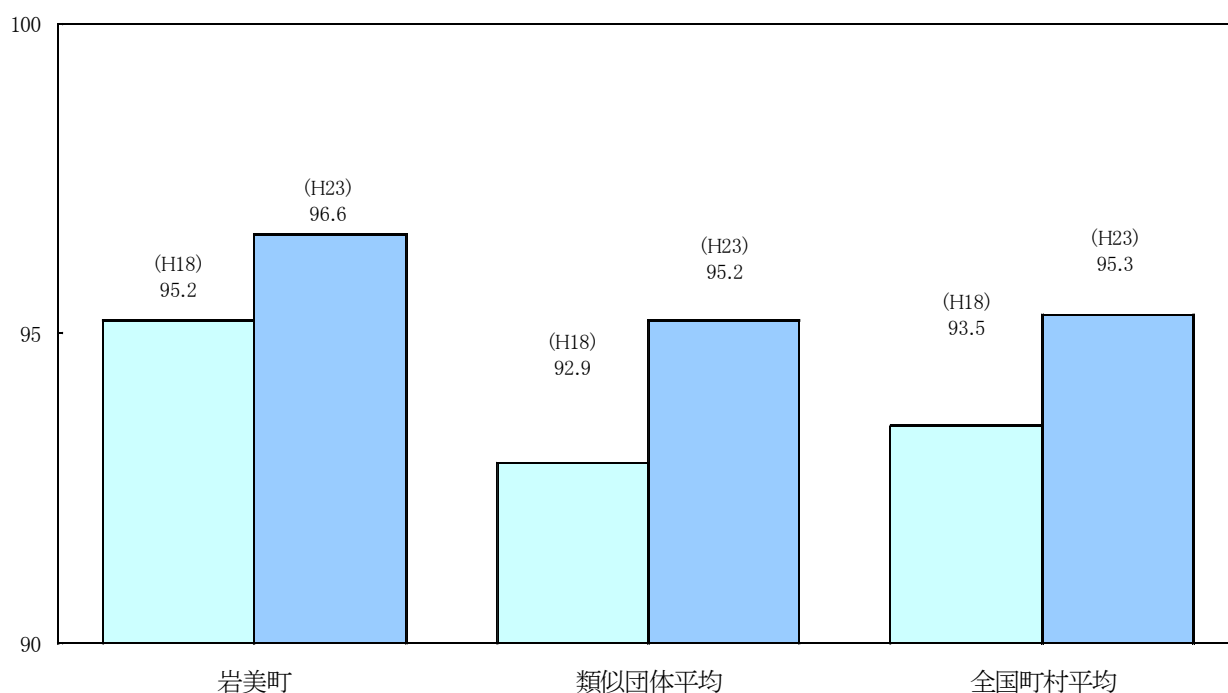
(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
22年度	人 127	千円 426,949	千円 53,886	千円 155,004	千円 635,839	千円 5,007	千円 5,532

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、22年4月1日現在の人数である。

(3) 特記事項

(4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

2 一般行政職給料表の状況（23年4月1日現在）

（単位：円）

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
1 号級の給料月額	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600
最高号給の給料月額	243,700	309,200	356,400	390,100	402,500	424,600

3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（23年4月1日現在）

① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
岩美町	41.3 歳	309,954 円	379,587 円	333,504 円
鳥取県	42.2 歳	318,682 円	399,909 円	344,743 円
国	42.3 歳	327,205 円	— 円	397,723 円
類似団体	42.8 歳	317,508 円	371,662 円	342,056 円

② 技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する 民間の 類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
岩 美 町	49.5歳	8人	346,225円	372,841円	359,188円	—	—	—	—
うち調理員	49.3歳	5人	345,060円	367,323円	360,480円	調理士	45.8歳	213,800円	1.72
うち用務員	***	1人	***	*** 円	*** 円	用務員	53.8歳	209,700円	***
鳥 取 県	48.0歳	209人	300,314円	371,569円	315,943円	—	—	—	—
国	49.5歳	3,689人	283,862円	— 円	321,662円	—	—	—	—
類似団体	49.5歳	—	276,247円	294,400円	284,789円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
岩 美 町	—	—	—
うち調理員	5,881,624円	2,807,400円	2.10
うち用務員	***	2,943,200円	***

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。（平成20～22年の3ヵ年平均）

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員 (C)」及び「民間 (D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

※個人が特定されるものは公表しない。（1人の項目）

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成23年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国ベース）」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(2) 職員の初任給の状況（23年4月1日現在）

区 分		岩 美 町	鳥 取 県	国
一般行政職	大 学 卒	161,600 円	176,800 円	172,200 円
	高 校 卒	140,100 円	142,800 円	140,100 円
技能労務職	高 校 卒	137,200 円	138,400 円	— 円
	中 学 卒	— 円	— 円	— 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（23年4月1日現在）

区 分		経 験 年 数 10 年	経 験 年 数 15 年	経 験 年 数 20 年
一般行政職	大 学 卒	267,600 円	324,800 円	347,100 円
	高 校 卒	239,100 円	282,800 円	299,100 円
技能労務職	高 校 卒	— 円	— 円	— 円
	中 学 卒	— 円	— 円	— 円

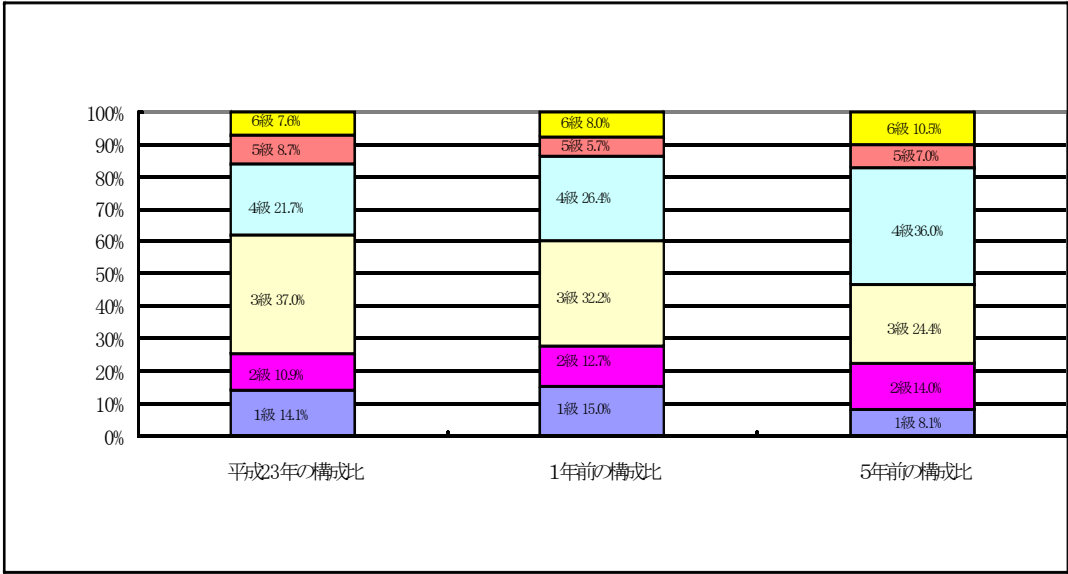
4 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（23年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主事、保育士、保健師、技師	13 人	14.1%
2 級	主事、保育士、保健師、技師	10 人	10.9%
3 級	係長、主任	34 人	37.0%
4 級	課長補佐、主幹、保育所長、保育所副所長	20 人	21.7%
5 級	会計管理者、課長、事務長、参事、保育所長	8 人	8.7%
6 級	会計管理者、課長、事務長、教育委員会次長	7 人	7.6%

(注) 1 岩美町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

1月1日を基準日として勤務成績の評価を実施
5段階の評価を実施し、その評価結果に基づき昇級区分（0号～8号）を決定した。

5 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

岩 美 町	鳥 取 県	国
1人当たり平均支給額（22年度） 1,244 千円	1人当たり平均支給額（22年度） 1,406 千円	—
（22年度支給割合） 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 （1.45）月分 （0.65）月分	（22年度支給割合） 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 1.45 月分 （1.32）月分 （0.75）月分	（22年度支給割合） 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 （1.45）月分 （0.65）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～15%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 15～25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

実施していない。

(2) 退職手当（23年4月1日現在）

岩 美 町			国		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置 2～20%			定年前早期退職特例措置 2～20%		
（退職時特別昇給 無）					
1人当たり平均支給額 自己都合 勸奨・定年					
3,990千円 24,026千円					

（注） 退職手当の1人当たり平均支給額は、22年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 時間外勤務手当

支給実績（22年度決算）	24,369 千円
職員1人当たり平均支給年額（22年度決算）	203 千円
支給実績（21年度決算）	28,696 千円
職員1人当たり平均支給年額（21年度決算）	254 千円

(4) その他の手当（23年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（22年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（22年度決算）
扶 養 手 当	①配偶者 13,000円 ②配偶者以外の扶養親族 6,500円 （職員に配偶者がいない場合はその1人について11,000円） ③満16歳～22歳までの子 5,000円加算	同		千円 12,354	円 228,778
住 居 手 当	①月額12,000円をこえる家賃を支払っている場合 最高27,000円 ②世帯主である職員で、自宅の新築・購入の日から5年間 2,500円	異	② 国：制度なし	千円 4,494	円 187,250
通 勤 手 当	①交通機関等の利用者 最高55,000円 ②自家用車等の利用者（片道2km以上） 2,000～6,500円	異	② 国：限度額24,500円	千円 4,443	円 47,266
管理職手当	課長等 40,300～55,300円 参事 28,200円 保育所長 23,400～24,200円 保育所副所長 15,600円	異		千円 8,226	円 432,947

6 特別職の報酬等の状況（23年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額 等
給 料	市 区 町 村 長	855,000 円	(参考) 類似団体における最高／最低額 855,000 円 ／ 517,200 円
	副 市 町 村 長	675,000 円	680,000 円 ／ 429,100 円
	教 育 長	624,000 円	円 ／ 円
報 酬	議 長	333,000 円	340,000 円 ／ 148,100 円
	副 議 長	248,000 円	280,000 円 ／ 122,000 円
	議 員	227,000 円	260,000 円 ／ 113,000 円
期 末 手 当	市 区 町 村 長	(22年度支給割合)	
	副 市 町 村 長	2.75 月分	
	教 育 長	支給加算20%	
退 職 手 当	議 長	(22年度支給割合)	
	副 議 長	2.75 月分	
	議 員	支給加算20%	
退 職 手 当	市 区 町 村 長	(算定方式)	(支給時期)
	副 市 町 村 長	給料額×在職年数×500/100	任期毎
	教 育 長	給料額×在職年数×280/100	任期毎

7 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

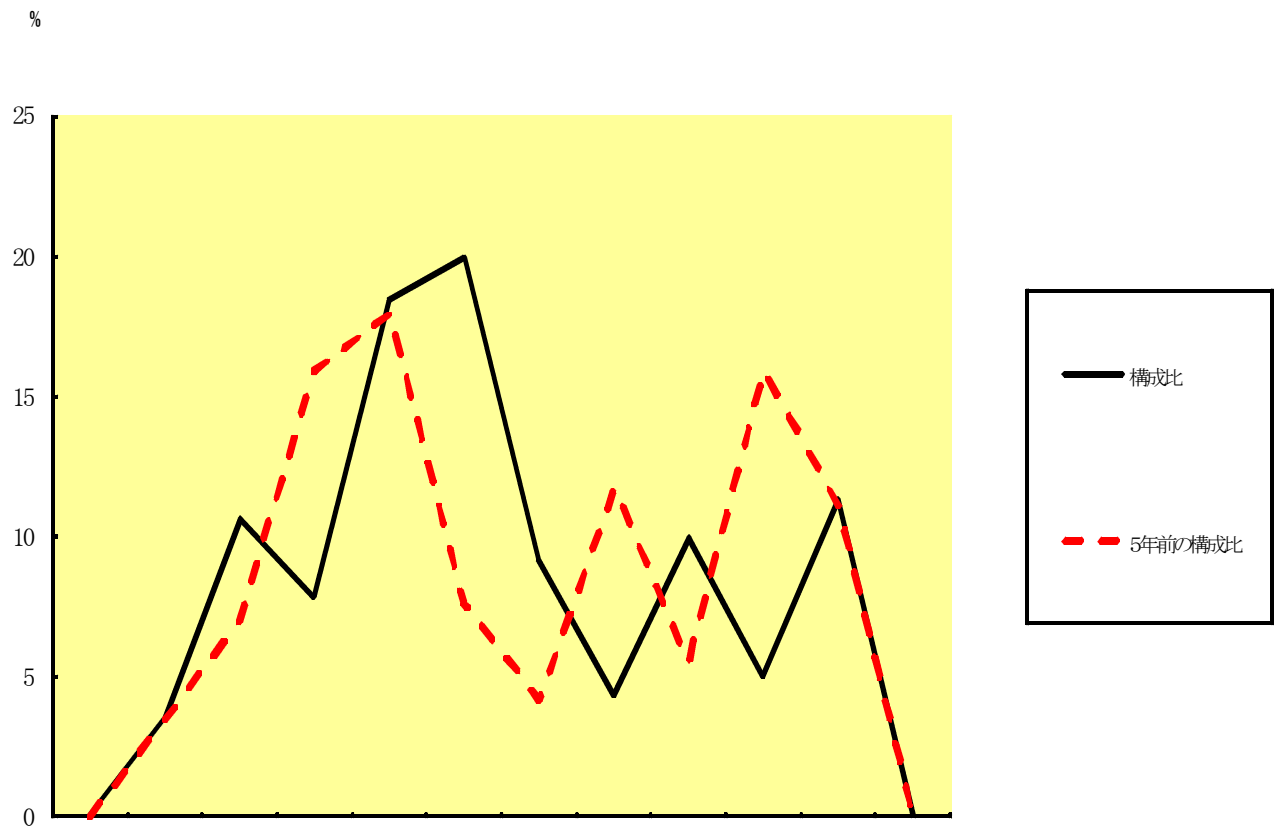
(各年4月1日現在)

区 分			職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
部 門			平 成 22 年	平 成 23 年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	1	2	1	業務体制の充実 業務体制の充実 業務内容見直し 業務体制の充実 業務体制の充実
		総 務	25	26	1	
		税 務	9	8	△ 1	
		民 生	48	50	2	
		衛 生	7	7	0	
		農 林 水 産	8	9	1	
		商 工	6	6	0	
	土 木	7	7	0		
	計	111	115	4		
	教 育 部 門		16	16	0	
	小 計		127	131	4	
公 営 会 計 部 門 企 業 部 門 等 門	水 道		4	4	0	看護師等退職の補充不能
	下 水 道		1	1	0	
	病 院		97	93	△ 4	
	そ の 他		5	5	0	
	小 計		107	103	△ 4	
合 計			234	234	0	
			[306]	[306]	[0]	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況～岩美病院除く～（23年4月1日現在）



20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上
-------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	-------

区 分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	5人	15人	11人	26人	28人	13人	6人	14人	7人	16人	0人	141人

(3) 職員数の推移

（単位：人）

部 門 別 \ 年度	18年	19年	20年	21年	22年	23年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	116	112	108	106	111	115	△1(△0.8%)
教 育	18	19	16	17	16	16	△2(△11.1%)
普通会計 計	134	131	124	123	127	131	△3(△2.2%)
公営企業等会計 計	116	110	112	106	107	103	△13(△11.2%)
総 合 計	250	241	236	229	234	234	△16(△6.4%)

8 職員の分限及び懲戒処分の状況（平成22年度）

（1）分限処分の状況

降 任	免 職	休 職	降 給	計
0 人	0 人	2 人	0 人	2 人

分限処分とは、職員が一定の事由によりその職務に必要な適格性を欠くと認められる場合に、公務の効率性の維持及び適正な運営のため当該職員の意に反して身分上の変動をもたらす処分のことで、降任、免職、休職、降給の4種類があります。

（2）懲戒処分の状況

戒 告	減 給	停 職	免 職	計
0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

懲戒処分とは、職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合や全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合に、任命権者がその職員の道義的責任を問うことにより組織の綱紀肅正を目的に行う処分のことで、戒告、減給、停職、免職の4種類があります。

9 職員研修の実施状況（平成22年度実績）

研修区分	研 修 名	受講者数（人）
庁内研修	新規採用職員研修	8
	不当要求行為対応研修	121
	e－T a x 操作研修	13
	おもてなし講座	26
	人権問題研修	（延べ）277
県職員人材開発センター研修	階層別研修	35
	能力開発・向上研修	18
	自己啓発支援研修	5
市町村職員中央研修所研修	水道事業の経営管理	1
全国市町村国際文化研修所研修	行政評価システムの導入	1
	地方公営企業経営の基本～財務会計と新経営手法～	2
	固定資産税課税事務（土地）	1
	新地方公会計制度の実務～財務4表の作成～	1
	住民視点での災害対応～減災と復興～	1
プラン提出型研修ほか	選挙事務改革フォーラム	1
	市町村国保担当新任課長特別講座	1
	第28回地域づくり団体全国研修交流会青森大会への参加	2
人権問題啓発研修（全国大会等への参加）		27